



鳥取県公報

平成18年7月7日(金)
号外第107号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則 鳥取県恩給給与細則の一部を改正する規則 (68) (福利厚生室) 1

———公布された規則のあらまし———

鳥取県恩給給与細則の一部改正について

1 規則の改正理由

恩給給与規則の一部改正に伴い、恩給受給権存否の調査について所要の改正を行う。

2 規則案の概要

(1) 恩給受給権調査申立書の提出期限を毎年8月末日とするほか、提出義務者について所要の規定の整備を行う。

(2) 施行期日は、公布の日とする。

規 則

鳥取県恩給給与細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年7月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第68号

鳥取県恩給給与細則の一部を改正する規則

鳥取県恩給給与細則 (昭和30年鳥取県規則第22号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (以下「改正後部分」という。) が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(恩給受給権調査申立書) 第15条 規則第34条ノ2の調査の対象者である恩給受給者は、恩給受給権調査申立書を毎年8月末日まで	(恩給受給権調査申立書) 第15条 恩給受給者は、恩給受給権調査申立書を毎年1回、知事が定める月の末日までに提出しなければ

に提出しなければならない。

ならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。